

(証券コード 3818)

平成21年3月10日

株 主 各 位

(本社事務所)
神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア東館12階
バンクテック・ジャパン株式会社
代表取締役社長 三井所 清宏

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成21年3月26日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成21年3月27日(金曜日)午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア 地下1階 ホール
平成20年11月に本社事務所を東京都目黒区から神奈川県川崎市に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更することといたしました。
ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第6期(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)事業報告の内容報告の件
 2. 第6期(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 資本準備金の額の減少の件
 - 第2号議案 剰余金配当(第6期期末配当)の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役6名選任の件
 - 第5号議案 監査役2名選任の件
 - 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.banctec.co.jp>) において周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、外需や設備投資を牽引役に前半は緩やかな伸びを示していましたが、原油価格の高騰による原材料価格の上昇や急激な円高などによる企業収益の押し下げなどにより、個人消費にも停滞感が強まるなど、それまで堅調であった景気も一転し、先行きに不透明感が強まる傾向で推移いたしました。また後半には、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機を背景に、世界的な株式・為替市場の混乱などにより景況感の悪化が顕在化し、国内においても企業業績、設備投資、輸出の低迷や雇用の悪化など経済のあらゆる面で縮小傾向が見られ、景気後退が一段と強くなってまいりました。

当社を取り巻く事業環境につきましては、企業のIT（情報通信）関連への設備投資に対する抑制懸念はあるものの、ネットワーク・インフラの整備やコスト低下を背景に、保険・証券といった金融関連の企業を中心に、イメージ情報を業務プロセスの効率化に利用しようという動きが引き続き好調に推移しました。また、e-文書法（民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の利用に関する法律）や個人情報保護法に加え、平成20年4月のJ-SOX法（金融商品取引法）の施行に伴い、コンプライアンスやセキュリティ対策強化への期待がより一層高まる中で、より高度な提案内容や精度の要請とともに、新たな顧客ニーズへの対応が求められております。

このような状況のもと、当社はイメージ情報を活用し、企業の基幹業務に対してコンサルティングからシステム開発、更にはメンテナンスまでの一貫したソリューションの提供に特化し、事業の強化に努めてまいりました。既存顧客での他業務へのシステム提案や同業種への横展開による業務拡大に努めるとともに、継続した成長へ向けて新規顧客への提案に注力する他、韓国にスキヤニング専門の子会社を設立するなど海外展開にも積極的に取り組み、将来の事業成長のための先行的な施策にも力を注ぎました。

また、近年、急速に需要の高まりを見せているアウトソーシング業務については、当社の強みを活かしたサービスの提供により、順調に拡大することができました。

利益面におきましては、一部案件に受注損失の引当金が発生したものの、継続して取り組んでいるアプリケーション・ソフトウェア開発におけるプロジェクト管理の改善が奏功してきたことや、アウトソーシング・ビジネスにおける運用効率の改善が売上総利益率の上昇に大きく寄与したことにより、近年の急激な業務拡大に伴う本社移転に関わる費用などによる販売費及び一般管理費の増加を吸収し、前事業年度に比べ大幅な増益となりました。

また、減損処理による有価証券評価損、本社事務所移転に伴う固定資産の除却損など99百万円を特別損失に計上しました。

上記の結果、当事業年度の売上高は13,055百万円（前事業年度比9.4%増）、営業利益は1,330百万円（前事業年度比108.1%増）、経常利益は1,291百万円（前事業年度比113.1%増）、当期純利益は704百万円（前事業年度比82.6%増）となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

i) イメージ情報ソリューション事業

当事業年度のイメージ情報ソリューション事業につきましては、生命保険会社や損害保険会社、証券会社などにおいて、イメージ情報をビジネス・プロセスに活用する動きが引き続き好調に推移したことなどにより、銀行以外の金融関連の売上が順調に推移いたしました。更に公共関連の分野では、医療制度の改正に伴うソフトウェアの改修案件の需要増加があったことなどにより、前事業年度に比べ大幅に伸張することができました。また、アウトソーシング・ビジネスにおいては、イメージ保管の需要拡大などに伴い順調に推移したことにより、当事業年度における当ビジネスの売上高は、全社売上高に対して22%を占めるまでに成長しており、安定収益の基盤を成す事業となってきました。

その結果、当事業年度のイメージ情報ソリューション事業の売上高は9,433百万円（前事業年度比9.0%増）となりました。

ii) メンテナンスその他事業

当社のメンテナンスその他事業は、システム納品後の当社製品に関する保守契約の締結を確実にを行うことにより長期に亘り安定した収益基盤となっています。当事業年度におきましては、メンテナンスその他事業の売上高は3,621百万円（前事業年度比10.5%増）となりました。

（単位：千円）

区 分	第5期（平成19年12月期）		第6期（平成20年12月期）	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
イメージ情報ソリューション事業	8,655,696	72.5%	9,433,623	72.3%
メンテナンスその他事業	3,276,671	27.5%	3,621,548	27.7%
計	11,932,367	100.0%	13,055,171	100.0%

- (注) 1. 数量につきましては、取扱品目が多岐にわたるため記載を省略しております。
2. 上記金額には消費税等は含まれていません。

(2) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、IT（情報技術）の急速な発展に伴う通信ネットワークの効率化、コンピュータ・メモリのコスト低下など情報インフラの改善に加え、いわゆるe-文書法（民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の利用に関する法律）や個人情報保護法に代表される法制度の制定などにより、電子化されたイメージ情報の利用拡大がもたらされ、ひいては当社の事業領域の拡大につながる事象が多くみられるようになってきています。一方、関連する企業の同市場の拡大に対する期待から、競争環境が強まる状況も見受けられます。このような状況の中、安定した収益の拡大を図るために、当社は以下のような課題に対処すべきと考え、取り組んでまいります。

① 事業領域の拡大による受注・売上の確保

当社の従来からの主要顧客である銀行業界では、情報技術に関する設備投資が順調に推移しております。このような動きについては、当社の従来からの強みを活かし、事業機会の確実な捕捉に努めてまいります。また、保険・証券などその他金融関連市場や流通・運輸市場などへの横展開と深耕に加え、e-文書法や、個人情報保護法、更にはJ-SOX法（金融商品取引法）など新しい法制度によって創出される需要の取り込みなどに経営資源を投入し、受注高・売上高の拡大に努めてまいります。更に、レセプトオンライン化に伴う公共関連市場の変化に対する新たなマーケット開拓への取り組みにも注力してまいります。

これら既存の顧客や業界での拡大に加え、新たな業界への参入を強化するため、新規ソリューションの開発とソフトウェア製品の開拓に注力してまいります。

更に、中長期的な事業の成長を図るために、中国・韓国および台湾などを新たな市場として捉え、取り組みを進めています。この一環として、韓国のe-文書化市場に本格的に取り組むため、平成20年6月に100%子会社となるプリマジェスト・코리아株式会社を設立するなど、今後も海外でのマーケティング活動に積極的に取り組んでまいります。

② アプリケーション・ソフトウェアの収益性向上

顧客のコンプライアンス意識の高まりなどに伴い、アプリケーション・ソフトウェア開発が大型化・複雑化してきており、プロジェクト管理の重要性がより一層高まってきています。これら管理強化を目的として、当社はビジネス環境に応じた組織編成等の対策を適時実行し、システム開発部門と技術部門の役割の明確化、相互チェック機能と支援機能の発揮、見積もりの厳密性・客観性の向上など、プロジェクトのプロセス管理強化などを図ってまいりました。これら施策は徐々に利益率改善へと繋がってきておりますが、更なる効率性・安定性を図るため、平成21年1月より人材の強化と組織の再編を行い、新体制の下、より一層の収益管理の強化に取り組んでまいります。

システム開発のリソースにつきましては、国内外協力会社の新規開拓、選別と関係強化を通じて安定供給源の確保を図ります。特に、コスト競争力に優れた中国企業との連携を継続・強化し、オフショア開発による真のコスト低減とリソースの有効利用に努めてまいります。また、共通ライブラリーの活用、開発プロセスの標準化の推進についても、品質・生産性の向上、収益性の改善を目指すことはもちろんのこと、開発リソースの確保の観点からも取り組んでまいります。

③ アウトソーシング（受託）ビジネスの拡大と体制の整備

企業のコスト意識の高まりを背景に、いわゆるビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）の一層の拡大が見込まれる中、アウトソーシング・ビジネスの強化を図り、売上高の拡大および収益性の安定を目指してまいります。

これらアウトソーシング・ビジネス拡大の要請に応えるためには、従来のシステム・インテグレーションのノウハウだけではなく、業務オペレーションを効率的に管理するノウハウや人材の確保など、アウトソーシング・ビジネス特有の体制整備が必要になります。当社は、平成19年よりアウト

ソーシング・ビジネスに専門的に対応する組織としてアウトソーシング本部を設置しておりますが、同本部の継続した強化を通して、更なる体制の強化、また、新たなビジネスチャンスの開拓に努めてまいります。

④ 国産機器製品の拡大

国産高速スキャナ「イメージ・バリュー・シリーズ」の開発を推進し、同製品の売上高を拡大することにより、収益性の改善を図るとともに、顧客のニーズによりきめ細かく対応し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

特に中国・韓国・台湾などの海外市場開拓の初期段階では、ハードウェアの販売に注力することが有効であると判断されることから、同海外市場のニーズに則した高速スキャナの開発の取り組みにも努めてまいります。

また、新たなマーケットの開拓に伴い、顧客の業態によっては当社の既存の大型高速スキャナが最良のソリューションとならない場合が想定されます。それらのニーズに的確に応えるため中小型スキャナの開発を行うなど、自社製品の拡大にも積極的に取り組んでまいります。

⑤ メンテナンス収入の維持拡大

売上高の安定性を確保するためには、システム・インテグレーションを通じた機器やソフトウェアの販売だけでなく、メンテナンス収入の維持・拡大が必要であります。当社が販売するシステムの構成におきましては、近年、ハードウェアに比較してアプリケーション・ソフトウェアの比率が高まる傾向にあることから、従来にも増して、同製品に関する保守収入の拡大に取り組んでまいります。

(3) 資金調達状況

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と総額12億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

(4) 主要な借入先の状況

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	620,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	510,000
株式会社三井住友銀行	480,000
株式会社りそな銀行	140,000
住友信託銀行株式会社	100,000
株式会社静岡銀行	100,000
計	1,950,000

(5) 設備投資の状況

当事業年度におきましては、イメージ情報ソリューション事業におけるビジネス拡大などに伴い567百万円の投資を行いました。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第3期 (平成17年12月期)	第4期 (平成18年12月期)	第5期 (平成19年12月期)	第6期 (当事業年度) (平成20年12月期)
売上高 (千円)	8,244,984	10,022,311	11,932,367	13,055,171
経常利益 (千円)	328,451	325,498	606,101	1,291,887
当期純利益 (千円)	216,407	211,594	385,996	704,847
1株当たり当期純利益 (円)	2,157.19	2,038.01	3,521.23	6,427.28
総資産 (千円)	5,900,548	6,228,330	7,218,631	8,428,898
純資産 (千円)	1,321,727	2,035,678	2,346,210	2,993,533

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 主要な事業内容 (平成20年12月31日現在)

① イメージ情報ソリューション事業

顧客の業務処理 (ビジネス・プロセス) の改善のため、コンサルティングを行い、文書や画像などのイメージ情報を処理するハードウェアとソフトウェア (ミドルウェア) を提供するとともに、それらを基盤として業務アプリケーション・ソフトウェアを開発することにより、システムとして顧客に提供します。また、これら開発したシステムを使用し、顧客業務の運用を受託して執り行うアウトソーシング事業を展開しています。

② メンテナンスその他事業

ハードウェアはもとより、ソフトウェア (ミドルウェア) ・プロダクト、開発業務アプリケーション・ソフトウェアを含めたメンテナンス・サービスを定期的ならびに顧客の要望に応じて提供しております。また、ハードウェアの消耗部品や用品を提供しております。

(8) 主要な事業所

(平成20年12月31日現在)

名称	所在地
本社	神奈川県川崎市幸区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
浜松町事務所	東京都港区浜松町
横浜P2Iセンター	神奈川県横浜市西区

(9) 従業員の状況

(平成20年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
395名	48名	38.8歳	6.7年

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役、パート社員、契約社員および派遣社員は含んでおりません。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況（平成20年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 381,980株
 (2) 発行済株式の総数 109,735株
 (3) 株主数 1,580名
 (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
ジャフコ・バイアウト一号投資事業有限責任組合	46,970株	42.80%
ノムラ インターナショナル ホンコン リミテッド	15,891株	14.48%

- (5) その他株式に関する重要な事項
 特にありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日における当社役員が有する新株予約権の状況

	回次 (行使価額)	新株予約 権 の 数	目的とな る株式数	行 使 期 間	保有者数
取締役	第一回 (50,000円)	710個	普通株式 710株	自平成19年5月1日 至平成27年3月31日	4名 (注)
	第二回 (88,000円)	1,070個	普通株式 1,070株	自平成20年4月1日 至平成28年2月29日	4名 (注)
監査役	第二回 (88,000円)	36個	普通株式 36株	自平成20年4月1日 至平成28年2月29日	1名

(注) 社外取締役は、新株予約権を保有していません。

- (2) その他新株予約権に関する重要な事項
 特にありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成20年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当または他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	三井所 清 宏	
取 締 役	高 山 保 夫	第二ソリューションビジネス本部長
取 締 役	鏑 木 清 忠	開発推進本部長
取 締 役	永 井 進	第一ソリューションビジネス本部長
取 締 役	野 田 武 彦	(株)ノダ・コンサルティング代表取締役
常 勤 監 査 役	望 月 克 己	
監 査 役	中 村 渡	公認会計士（中村公認会計士事務所）
監 査 役	早 川 篤 志	弁護士（早川篤志法律事務所）

- (注) 1. 取締役野田武彦氏は社外取締役であります。兼職の状況は下記(4)社外取締役に関する事項に記載のとおりです。
2. 監査役の名は、社外監査役であります。兼職の状況は下記(5)社外監査役に関する事項に記載のとおりです。
3. 監査役中村渡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および他の法人等の代表状況等
齋 藤 喜代宣	平成20年3月28日	任期満了	取締役システム技術本部長
吉 田 恵 一	平成20年8月20日	辞任	取締役

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当該事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 数	支 給 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	90,897千円 (2,790千円)	平成15年3月28日開催の株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額300,000千円、監査役分が年額50,000千円であります。
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	11,079千円 (11,079千円)	
合 計	10名	101,977千円	

- (注) 1. 上記には、平成20年3月28日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および平成20年8月20日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。使用人分給与相当額64,481千円を支払っています。
3. 当社監査役は3名とも社外監査役であります。
4. 支給額には、役員退職慰労引当金として費用処理した役員退職慰労引当金繰入額(取締役6名4,158千円、監査役1名129千円)を含んでおります。

② 当該事業年度に支払った役員退職慰労金および当該事業年度において支払う金額が明らかになった役員退職慰労金

- i) 平成20年3月28日開催の第5期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し支払った役員退職慰労金は220万円であります。
- ii) 平成21年3月27日開催の第6期定時株主総会において付議いたします役員退職慰労金は取締役1名に対し600万円であります。

(4) 社外取締役に關する事項

- ① 取締役野田武彦氏は、株式会社ノダ・コンサルティング代表取締役であります。なお、当社は株式会社ノダ・コンサルティングとの間には特別の関係はありません。
- ② 取締役野田武彦氏は、平成20年度中に開催された取締役会12回全てに出席しております。
- ③ 取締役野田武彦氏は、取締役会において社外取締役として当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を適宜行っております。
- ④ 取締役野田武彦氏と当社は、平成19年3月29日付で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しています。職務の遂行を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める金額を損害賠償の限度額としています。

(5) 社外監査役に関する事項

- ① 監査役中村渡氏は、株式会社Eストアーの社外監査役を兼務しています。
- ② 常勤監査役望月克己氏は、平成20年度中に開催された12回の取締役会および12回の監査役会全てに出席し、監査役中村渡氏は取締役会11回および監査役会12回に出席し、監査役早川篤志氏は取締役会12回および監査役会12回全てに出席しております。
- ③ 社外監査役の取締役会および監査役会における発言状況につきましては、監査役中村渡氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、監査役早川篤志氏は、主に弁護士としての専門的見地から、常勤監査役望月克己氏は、常勤として監査にあたった立場から、それぞれ取締役会の意思決定の妥当性、適正性ならびに適法性の確認に関する必要な発言を適宜行っております。
- ④ 常勤監査役望月克己氏および監査役中村渡氏と当社との間には、平成18年6月27日付で、また監査役早川篤志氏との間には平成19年3月29日付で、会社法第427条第1項に基づき、責任限定契約を締結しています。いずれの監査役とも、職務の遂行を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める金額を損害賠償の限度額としています。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,625千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取扱法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、財務報告に係る内部統制システムの構築にあたり、監査法人トーマツよりコンサルティングを受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 内部統制システムの構築に関する基本方針について

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業理念の一つにコンプライアンス（法令遵守）を掲げ、全役員（取締役および執行役員を含む。以下「役員」という。）および使用人への周知徹底を図る。
- ② 当社は、バンクテック・ジャパン行動規範の中でコンプライアンス（法令遵守）を掲げ、役員および使用人への周知徹底を図る。
- ③ 社長直轄組織としての内部監査室は、各部門の業務が法令・定款に基づいて実施されているかどうかを計画的に監査し、社長に報告する。
- ④ 法令違反を早期に発見し、違反状態の早期解消を図るために、使用人もしくは外部の第三者が直接情報提供を行う手段として「ホットライン規程」に基づく通報制度を運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報および文書は、「文書管理規程」に基づき文書または電磁的媒体に適切に記録、保存、管理を実施する。なお、取締役および監査役は、いつでも当該情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務、プロジェクトの担当業務におけるリスクは、当該部門長が職務権限規程により付与された権限の範囲で職務を遂行し、その権限を越える場合は、稟議規程等に定めるところにより社長の許可を要することにより、事業の損失（リスク）を管理する。
- ② 会社の存続を危うくする災害、事故、火災等の不測事態、または会社の信用を著しく損ねる使用人の事件もしくは個人情報の漏洩等の事件に対処するために「危機管理規程」を設け、この規程に基づき、非常時の連絡体制を敷くとともに、社長直轄の危機管理対策本部を設置し、迅速かつ的確に事件、事故に対処する。
- ③ 自社情報、顧客情報または個人情報の漏洩、毀損を予防すべくセキュリティ体制を確立する。そのために、プライバシーマークおよびISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得し、維持を図る。
- ④ 環境面については、環境マネジメントシステムISO14001を取得、維持し、環境に配慮したリスク管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。かつ必要に応じて随時取締役会を開催することによって、重要事項の決定を迅速に行う。

- ② 当社は、執行役員制度を採用し、職務執行権限と責任を社内規程に従い執行役員へ委譲する。
- ③ 取締役および各本部長は、定例的に会議を開催し、業務の遂行状況の報告、問題点を共有するなど情報交換および問題点の解決に関する検討などを行う。
- ④ 取締役会は今後3年間の中期経営計画を策定する。また、中期経営計画に基づき業績目標と年度予算を策定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に各本部への効率的な人的資源の配分を行う。
- ⑤ 年度予算を達成するために、目標管理を行ない、毎月予実管理会議を開催し、予算の執行状況を報告し、課題を明らかにするとともにその対応策を協議する。

(5) 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社と当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために、関係会社規程を制定する。
- ② 当該子会社には主管部門を定め、関係会社が執行する業務の指導、教育および支援を行うほか、管理本部経営企画部は、当該子会社の業務全般を総括する。
- ③ 内部監査室は、企業集団の監査の一環として子会社監査を実施し、その結果を社長に報告する。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役職務を補助すべき使用人はいないが、監査役が求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、評価、異動等の決定に当たっては事前に監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役会からの独立性を確保する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会および予実管理会議に出席するほか必要に応じて重要な会議に出席し、また役職者に対して業務報告を求めることができるほか重要な文書を開覧することにより自ら必要な情報を収集する。
- ② 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。

- ③ 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接担当部門からその報告を受ける。
- ④ ホットライン制度により使用人もしくは外部の第三者より法令定款違反等の通報が経営企画部または常勤監査役にあり、当該部門が調査のうえ法令違反行為が行われていると事実確認した場合、当該部門はその事実を社長および監査役に報告する。また、社長は是正措置を監査役に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を実施し、経営方針の確認、対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題について相互認識を深める。
- ② 監査役は内部監査室と連携を保ち、内部監査結果の報告を求め、必要に応じてこれを活用することができる。
- ③ 監査役は定期的に監査法人から会計監査の方法および監査結果についての報告を受け、緊密な連携と情報の交換を行う。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力を社会から排除していくことは社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であると認識し、「バンクテック・ジャパン行動規範」において、「反社会的勢力への対応」を掲げ、社会の秩序や安全に脅威を与える行為には毅然たる対応をとり、これらの個人や団体、勢力とは一切かかわらないことを基本方針とする。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - i) 反社会的勢力対応部門
当社は、反社会的勢力による不当要求が発生した場合における当社の対応を統括する部門として、反社会的勢力対応部門を管理本部経営企画部とし、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理する。
 - ii) 外部の専門機関との連携状況
反社会的勢力対応部門は、必要に応じ警察、顧問弁護士等、外部専門機関と連携して対応を行う。
 - iii) 対応マニュアルの整備状況
反社会的勢力との取引防止や対応方法に関し、「反社会的勢力による被害の防止に関する規程」、「反社会的勢力審査マニュアル」、「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、組織的な対応を行う。

貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,840,708	流動負債	4,157,455
現金及び預金	2,396,459	買掛金	734,392
受取手形	1,269	1年内返済予定長期借入金	1,140,000
売掛金	1,092,684	未払金	684,374
保守部品	195,750	未払消費税等	87,807
材料機器	51,004	未払費用	40,452
仕掛品	1,509,264	未払法人税等	579,119
前払費用	163,011	前受金	360,145
繰延税金資産	330,945	前受保守料	180,861
未収入金	97,886	預り金	40,558
その他	2,431	賞与引当金	219,207
固定資産	2,588,190	受注損失引当金	81,282
有形固定資産	1,010,292	デリバティブ負債	682
建物	136,022	その他	8,572
機械装置	16,361	固定負債	1,277,909
工具器具備品	720,353	長期借入金	810,000
賃貸営業資産	72,548	退職給付引当金	319,805
建設仮勘定	65,006	役員退職慰労引当金	118,973
無形固定資産	288,474	長期未払金	29,129
ソフトウェア	288,069	負債合計	5,435,364
商標権	405	純資産の部	
投資その他の資産	1,289,423	株主資本	2,994,826
投資有価証券	56,199	資本金	721,875
関係会社株式	63,790	資本剰余金	649,195
長期前払費用	552,098	資本準備金	649,195
繰延税金資産	315,120	利益剰余金	1,623,755
差入保証金	302,215	その他利益剰余金	1,623,755
資産合計	8,428,898	繰越利益剰余金	1,623,755
		評価・換算差額等	△1,292
		その他有価証券評価差額金	△888
		繰延ヘッジ損益	△404
		純資産合計	2,993,533
		負債及び純資産合計	8,428,898

損 益 計 算 書

（平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,055,171
売 上 原 価		9,220,386
売 上 総 利 益		3,834,785
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,504,345
営 業 利 益		1,330,440
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,328	
受 取 配 当 金	2,014	
保 険 配 当 金	2,344	
業 務 受 託 料	4,800	
受 取 家 賃	3,225	
為 替 差 益	3,443	
そ の 他	781	17,938
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44,037	
融 資 手 数 料	2,524	
デ リ バ テ ィ ブ 損 失	6,730	
そ の 他	3,198	56,491
経 常 利 益		1,291,887
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	20,258	20,258
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	25,675	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	47,578	
ソ フ ト ウ ェ ア 臨 時 償 却 費	26,051	99,305
税 引 前 当 期 純 利 益		1,212,840
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	702,573	
法 人 税 等 調 整 額	△194,580	507,993
当 期 純 利 益		704,847

株主資本等変動計算書

（平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成19年12月31日 残高	719,000	646,320	646,320	1,001,123	1,001,123	2,366,444
事業年度中の変動額						
新株の発行	2,875	2,875	2,875			5,750
剰余金の配当				△82,215	△82,215	△82,215
当期純利益				704,847	704,847	704,847
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	2,875	2,875	2,875	622,632	622,632	628,382
平成20年12月31日 残高	721,875	649,195	649,195	1,623,755	1,623,755	2,994,826

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年12月31日 残高	△20,233	—	△20,233	2,346,210
事業年度中の変動額				
新株の発行				5,750
剰余金の配当				△82,215
当期純利益				704,847
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	19,345	△404	18,940	18,940
事業年度中の変動額合計	19,345	△404	18,940	647,323
平成20年12月31日 残高	△888	△404	△1,292	2,993,533

重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
その他有価証券・・・時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
子会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準および評価方法
デリバティブ・・・・・・・・時価法
- (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法
保守部品・・・・・・・・移動平均法による原価法
材料機器・・・・・・・・移動平均法による原価法
仕掛品・・・・・・・・個別法による原価法
なお、収益性の低下した棚卸資産については、帳簿価額を切り下げております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産・・・・・・・・①社用資産
定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物・・・・・・・・6～15年
機械装置・・・・・・・・4～6年
工具器具備品・・・・・・・・4～6年
②賃貸用資産および受託営業用資産
定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物・・・・・・・・5年
工具器具備品・・・・・・・・4～6年
賃貸営業資産・・・・・・・・5～6年
(追加情報)
法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産・・・①ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）における見込販売額に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

②商標権

定額法（10年）

長期前払費用・・・委託保守契約のうち、保守販売契約が締結されていないものについては、契約期間（10年）における見込保守販売額に基づき償却しております。

その他のものについては、主として10年の定額法で償却しております。

(5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場による円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

賞与引当金・・・従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

受注損失引当金・・・受注プロジェクトの損失に備えるため、当事業年度末受注残となるプロジェクトのうち、発生するプロジェクト原価の見積額が、受注額を超過することが判明したものについて、当事業年度以降に発生が見込まれる超過額を計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度移行時の自己都合要支給額に基づく退職給付債務に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金・役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給見込額を計上しております。

(追加情報)

平成20年4月15日付取締役会書面決議において、平成20年3月28日をもって役員退職慰労引当金制度を廃止したため、平成20年3月28日以前から在籍している役員について、同日以前の在任期間に係る支給見込額を計上しております。

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(9) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(10) 重要な会計方針の変更

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。

これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ77,870千円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1)有形固定資産の減価償却累計額 1,046,719千円

(2)債務保証

次の関係会社の金融機関からの借入に対し保証を行っております。

プリマジェスト・코리아株式会社

(Primagest Korea, Inc.)

72,700千円

(3)関係会社に対する短期金銭債務

18,831千円

(4)取締役、監査役(執行役)に対する金銭債権

5,166千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高 売上高 4,475千円

仕入高 102,360千円

営業取引以外の取引高 8,025千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1)当該事業年度の末日における発行済株式の総数 109,735株

(2)当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成20年3月28日開催の第5期定時株主総会において、次のとおり決議されました。

株式の種類 普通株式

配当の総額 82,215千円

1株当たり配当金 750円

基準日 平成19年12月31日

効力発生日 平成20年3月31日

(3)当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成21年3月27日開催の第6期定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

株式の種類 普通株式

配当の総額 153,629千円

1株当たり配当金 1,400円

基準日 平成20年12月31日

効力発生日 平成21年3月30日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権の数

	平成17年4月28日 取締役会決議分	平成18年4月10日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,288	6,815

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位:千円)
棚卸資産	164,666
退職給付引当金	130,129
賞与引当金	89,196
研究開発費	52,349
役員退職慰労引当金	48,410
未払事業税	46,560
未払金および未払費用	30,523
その他有価証券評価差額金	609
繰延ヘッジ損益	278
その他	107,412
計	670,132
評価性引当額	△19,870
繰延税金資産合計	650,262
繰延税金負債	(単位:千円)
長期未払金	△4,197
繰延税金負債合計	△4,197
繰延税金資産の純額	646,065

(注) 当事業年度末における繰延税金資産は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

	(単位:千円)
流動資産「繰延税金資産」	330,945
固定資産「繰延税金資産」	315,120

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借手側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	工具器具備品
取得価額相当額	1,931千円
減価償却累計額相当額	1,512千円
期末残高相当額	418千円

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内	412千円
1年超	113千円
合計	525千円

③ 当事業年度の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	22,389千円
減価償却費相当額	20,162千円
支払利息相当額	143千円

④ 減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

減価償却費の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(貸手側)

① リース物件の取得価額、減価償却累計額および期末残高

	賃貸営業資産
取得価額	154,325千円
減価償却累計額	81,777千円
期末残高	72,548千円

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内	36,753千円
1年超	69,128千円
合計	105,881千円

③ 受取リース料および減価償却費

受 取 リ ー ス 料	30,276千円
減 価 償 却 費	21,372千円

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社および関連会社等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容 (注1)	取引金額 (注2)	科 目	期末残高 (注2)
子会社	株式会社 リープ	所有 直接80%	業務の委託 業務の受託 事務所の賃貸 役員の兼任	外注加工費 業務受託料 受取家賃	80,005 2,400 3,225	買掛金	12,184
子会社	株式会社 BHO	所有 直接80%	業務の委託 業務の受託 役員の兼任	外注加工費 業務受託料	22,354 2,400	買掛金	5,954
子会社	プリマジエスト・ コア株式会社 (Primagest Korea, Inc.)	所有 直接100%	資産のリー ス・サプライ 品の販売 役員の兼任	売上高 債務保証 (注3)	4,475 72,700	前受金 —	693 —

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) プリマジエスト・コア株式会社(Primagest Korea, Inc.)の銀行借入(10億ウォン)につき、債務保証を行ったものです。なお、保証料は受領しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	27,279円67銭
(2) 1株当たり当期純利益	6,427円28銭

(重要な後発事象)

重要な後発事象はありません。

(退職給付に関する注記)

(1) 採用している退職給付制度の概要

- ① 退職一時金制度
- ② 従業員の選択制による退職前払制度または確定拠出年金制度

(2) 退職給付債務およびその内訳

(単位：千円)

退職給付債務	△319,805
退職給付引当金	△319,805

(注) 退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用の内訳

退職一時金制度移行時の自己都合要支給額に基づいて退職給付債務を計上しているため、退職給付費用は発生しておりません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年2月12日

バンクテック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公認会計士 堤 佳 史 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 阪 田 大 門 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、バンクテック・ジャパン株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年2月18日

バンクテック・ジャパン株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 望 月 克 己 ㊟

社 外 監 査 役 中 村 渡 ㊟

社 外 監 査 役 早 川 篤 志 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策上の柔軟性および機動性を確保するために、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えたいと存じます。減少する資本準備金の額および資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日は次のとおりであります。

1. 減少する資本準備金の額
資本準備金の全額にあたる649,195,808円
2. 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日
平成21年4月13日

第2号議案 剰余金配当（第6期期末配当）の件

当社は、株主価値最大化の観点から、経営基盤の充実と今後の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しながら、利益の一部を配当してまいります。この方針に基づき、当期末の配当金は、1株につき金1,400円、総額153,629千円とさせていただきます。この配当金額合計は、当社の第6期当期純利益の21.8%に相当します。なお、期末配当の効力発生日（期末配当金の支払開始日）は平成21年3月30日であります。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由
 - (1) 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
 - (2) 業務効率向上のため、現行定款第3条につきまして本店所在地を神奈川県川崎市に変更するものであります。
 - (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年6月9日法律第88号）附則第6条第1項の定めにより、当社は株券の電子化の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。このため、現行定款第6条（株券の発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、その他条数の繰上げおよび現行定款第8条、第9条、第10条、第37条の形式的な整備等を行うものであります。
 - (4) 会社法の根拠条文に合わせるため、現行定款第23条および第30条につきまして表現を改めるものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1. ～6. (省略)	1. ～6. (現行どおり)
(新設)	<u>7. 労働者派遣事業</u>
<u>7. (省略)</u>	<u>8. (現行どおり)</u>
第3条 (本店の所在地)	第3条 (本店の所在地)
当社は、本店を <u>東京都目黒区</u> に置く。	当社は、本店を <u>神奈川県川崎市</u> に置く。
第4条 (条文省略)	第4条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
<u>第6条 (株券の発行)</u>	(削除)
<u>当社は、株式に関する株券を発行する。</u>	
第7条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
第8条 (株式取扱規則)	第7条 (株式取扱規則)
当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する手続ならびに手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	当社の株式に関する取扱いは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条（株主名簿管理人）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3. <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u> <p>第10条（基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。 <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第11条～第16条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第22条（条文省略）</p> <p>第23条（取締役の報酬等及び退職慰労金） <u>取締役の報酬等及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>第8条（株主名簿管理人）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3. （削除） <p>第9条（基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。 <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第10条～第15条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条～第21条（現行どおり）</p> <p>第22条（取締役の報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
第24条～第29条（条文省略）	第23条～第28条（現行どおり）
第30条（報酬及び退職慰労金） 監査役の報酬等及び退職慰労金は、 <u>それぞれ株主総会の決議により定める。</u>	第29条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第31条～第34条（条文省略）	第30条～第33条（現行どおり）
第 7 章 取締役及び監査役の責任免除	第 7 章 取締役及び監査役の責任免除
第35条（条文省略）	第34条（現行どおり）
第 8 章 計 算	第 8 章 計 算
第36条（条文省略）	第35条（現行どおり）
第37条（剰余金の配当）	第36条（剰余金の配当）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
第38条（条文省略）	第37条（現行どおり）

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期が満了となります。また、経営体制の一層の強化を図るため、1名を増員して取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
1	三井所 清 宏 (昭和19年1月3日生)	昭和41年4月 高千穂交易㈱入社 昭和47年7月 ㈱シー・エス・シー入社 昭和51年8月 レコグニション・エクイブメント（ジャパン）入社 昭和61年11月 同社の日本における代表に就任 平成8年6月 当社代表取締役社長（現任）	1,658株
2	高 山 保 夫 (昭和23年11月21日生)	昭和47年4月 高千穂交易㈱入社 昭和47年7月 ㈱シー・エス・シー入社 昭和51年10月 レコグニション・エクイブメント（ジャパン）入社 平成元年9月 同社営業部部長 平成10年7月 当社取締役 平成17年3月 当社取締役ソリューションビジネス本部長 平成18年2月 当社取締役第二ソリューションビジネス本部長（現任）	818株
3	鐘 木 清 忠 (昭和23年3月15日生)	昭和45年4月 高千穂交易㈱入社 昭和47年7月 ㈱シー・エス・シー入社 昭和49年2月 レコグニション・エクイブメント（ジャパン）入社 平成10年7月 当社取締役開発推進本部長（現任）	798株
4	永 井 進 (昭和25年1月13日生)	昭和48年4月 ㈱シー・エス・シー入社 昭和51年9月 レコグニション・エクイブメント（ジャパン）入社 平成16年3月 当社取締役 平成18年2月 当社取締役第一ソリューションビジネス本部長（現任）	438株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
5	財津雅成 (昭和26年9月14日生)	昭和49年4月 千代田化工建設㈱入社 平成10年4月 ITエンジニアリング㈱取締役 兼務 平成14年6月 同社代表取締役副社長兼最高 執行責任者(COO) 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成20年7月 千代田化工建設㈱経営管理統 括シニアディレクター 平成21年1月 当社執行役員システム本部長 (現任)	—
6	野田武彦 (昭和19年2月25日生)	昭和41年4月 三菱商事㈱入社 平成4年4月 同社鋼材貿易第二部長 平成7年7月 米国三菱商事㈱ロサンジェ ルス支店長 平成12年5月 ㈱パナソニック入社 平成14年6月 同社執行役員 平成18年7月 ㈱ノダ・コンサルティング代 表取締役(現任) ㈱シグマスタッフ特別顧問 (現任) 平成18年10月 メレテック・リミテッド日本 代表 平成19年3月 当社取締役(現任) 平成19年12月 トランスコスモス㈱顧問(現 任) 平成20年3月 ㈱ペイロール特別顧問(現 任) 平成20年6月 D.C. トレーニングジャパン㈱ シニアアドバイザー	20株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 野田武彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、三菱商事㈱の鉄鋼部門で長く活躍された後、㈱パナソニックを経て上記略歴のとおり数社の顧問および代表をされており、国内外における経験および会社経営者を通じての経験によって企業経営についての十分な見識を有しておられることから、当社にとって社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
3. 取締役候補者である野田武彦氏と当社は、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再選が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であり、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときの責任限度額は、定款の定めにより会社法第425条第1項にて規定する額を限度としています。
4. 野田武彦氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年間あります。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役望月克己氏は、本株主総会終結の時をもって任期が満了となります。また、監査役体制の一層の強化を図るため、1名を増員して監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
1	望月克己 (昭和19年4月16日生)	昭和42年4月 日本電気㈱入社 平成4年7月 同社電子事業本部エクゼクティブ・エキスパート 平成13年10月 NEC化合物デバイス㈱常勤監査役 平成15年4月 同社退任 平成17年3月 当社監査役(現任)	11株
2	安嶋弘 (昭和22年6月18日生)	昭和45年4月 日本電気㈱入社 平成5年8月 NEC Australia Pty Ltd出向 CFO経理責任者 平成14年9月 ㈱オーライン代表取締役社長 平成16年6月 同社退任 平成19年7月 ㈱NECライベックス非常勤監査役(現任) 平成19年7月 NECメディアプロダクツ㈱(現NECデザイン&プロモーション㈱)非常勤監査役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 上記候補者は、いずれも社外監査役候補者であります。
 3. 望月克己氏は、社外監査役の要件を満たしております。同氏は総合電気メーカーの電子部品事業部門における経営および管理の経験をもっておられることから当社の経営監視体制をより一層充実していただけるものと判断しております。
 4. 安嶋弘氏は、社外監査役の要件を満たしております。同氏は総合電気メーカーの財務・経理部門を長年に亘って経験されておられることから当社の経営監視体制をより一層充実していただけるものと判断しております。

5. 監査役候補者である望月克己氏と当社は、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再選が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であり、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときの責任限度額は、定款の定めにより会社法第425条第1項に規定する額を限度としております。
6. 監査役候補者である安嶋弘氏と当社は、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であり、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときの責任限度額は、定款の定めにより会社法第425条第1項に規定する額を限度としております。
7. 望月克己氏の当社社外監査役在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年間あります。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

取締役吉田恵一氏は、平成20年8月20日をもって辞任により退任されましたので、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
吉 田 恵 一	平成17年3月 当社取締役就任 平成20年8月 当社取締役退任

また、平成21年2月18日の取締役会において、平成20年3月28日開催の第5期定時株主総会終結の時までの取締役および監査役の在任期間に対する退職慰労金の打切り支給を本株主総会に付議することを決議いたしました。

これに伴い、平成20年3月28日時点で在任していた取締役三井所清宏、高山保夫、鏑木清忠、永井 進、監査役望月克己の各氏に対し、それぞれの就任時から平成20年3月28日開催の第5期定時株主総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を当社所定の基準に従い、打切り支給いたしたいと存じます。

なお、その金額、方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては、監査役会の協議にご一願いたいと存じます。支給の時期は、各氏の役員退任時といたしたいと存じます。

取締役・監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
三井所 清 宏	平成8年6月 当社代表取締役社長就任（現任）
高山 保 夫	平成10年7月 当社取締役就任（現任）
鏑木 清 忠	平成10年7月 当社取締役就任（現任）
永井 進	平成16年3月 当社取締役就任（現任）
望月 克 己	平成17年3月 当社常勤監査役就任（現任）

（注）望月克己氏は、社外監査役であります。

以 上